

青森県報

第四千三百二十四号

平成二十九年
七月十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 家畜人工授精講習会の開催……………(畜産課) ……一
- 飼料の試験の結果の概要……………(同) ……一
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……二
- 公共測量の実施……………(監理課) ……三

公 告

- 消防救助資機材の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……三
- 建設業者の許可の取消し……………(中南地域
県民局) ……五
- 右 同……………(同) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の退任……………(上北地域
県民局) ……五
- 公安委員会
- 駐車監視員資格者講習の実施……………(交通指導課) ……五

告

示

青森県告示第四百八十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜

人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第千五百七十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十九年九月十三日から同年十月十三日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

二 開催場所

青森県営農大学校(上北郡七戸町)及び地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所(上北郡野辺地町)

三 講習人員

二十五人以内

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十九年八月三十日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課及び各地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第四百八十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第一項の規定により平成二十九年五月九日、同年六月一日、同月六日及び同月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地 8	同左	フイード・ロン DPF純植16-285	29.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地 8	同左	フイード・ロン フェイオクナルチA	29.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム	無
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番地 8	同左	フイード・ロン FO真健仕上EXM α	29.5	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム	無
三共理化学工業株式会社 上北工場 上北郡七戸町字貝塚家ノ前77-4	同左	フェザーミール	29.5	粗たん白質、粗灰分、水分	無
みちのく飼料株式会社 八戸市大字河原木字海岸24番 9	同左	Nミックス	29.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地 6	同左	ノーサン印 後期用配合飼料 H ノーサンDコーラルHP	29.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地 6	同左	ノーサン印 飼料 H 美味豚	29.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、TDN、水分 カルシウム	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地 6	同左	IC仕上ECM	29.6	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、リン、ME、水分 カルシウム	無

青森県告示第四百八十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字如来瀬字山田七七の七、七七の八、七七の一、七七の一三、七七の

一四

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及

び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百八十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

弘前市

二 測量の種類

公共測量(基準点測量、出来形確認測量)

三 測量の期間

平成二十九年七月十日から平成三十年三月二十三日まで

四 測量の地域

弘前市駅前二丁目、同市代官町の一部、及び同市東和徳町の一部

公 告

消防救助資機材の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品(以下「購入物品」という。)の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

消防救助資機材 一式

二 納入期限

平成三十年三月十五日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号(物品等の競争入札参加資格)の一、平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号(物品等の競争入札参加資格)の一又は平成二十九年二月十日青森県告示第八十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付けされた者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百二十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 購入物品又はこれと同等の類似品について納入実績等があることを証明した者であること。

6 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十九年八

月四日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

4 提出部数 二部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 〇一七―七三四―九〇九九

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成二十九年八月二十五日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟地階 会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、購入物品に要求する性能等が満たされしていると判断された製品に係る入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

3 契約書作成の要否 要

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

Rescue Equipment For Fire Department

2 Time limit for tender:

25 August, 2017 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9099

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 古澤塗装店
- 二 氏名 古澤克式
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大清水二丁目一の一の三三三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第二〇〇一五五号
- 五 取消年月日 平成二十九年六月十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十九年四月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 田中工務所
- 二 氏名 田中國雄
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字大開三丁目一の二三三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般―二四)第四四三九号

- 五 取消年月日 平成二十九年六月二十二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十九年六月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員 の 退任 の 届出 が あ っ た の で、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十九年七月十四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	坪 倉 光	上北郡七戸町字上川原三三	平成二九・五・二九

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第七十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習を次のとおり行うので、確認事務の委託の手続等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)第六条の規定により公示する。

平成二十九年七月十四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習等の期日

1 講習

平成二十九年八月十七日及び同月十八日午前八時五十分から午後五時三十分まで

2 修了考査

平成二十九年八月二十五日午前九時から午前十時まで

(受付時間 午前八時三十分から午前八時四十五分まで)

二 講習等の場所

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県運転免許センター二階第二、第三学科試験場

三 受講定員

十名程度

四 受講申込方法等

1 申込期間

平成二十九年八月七日から同月十日まで

(受付時間 午前九時から午後四時まで)

2 申込場所(問い合わせ先)

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部交通部交通指導課指導取締係

電話〇一七―七二三―四二二一 内線五一三三一

3 申込方法

受講申込者本人が、次の書類等を四の2の申込場所に直接持参して申し込むこと。

なお、申込書は、交通指導課で受領するか、又は青森県警察ホームページからダウンロードして使用すること。

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(二) 講習手数料二万円(青森県収入証紙で納付すること。)

4 その他

申込時、講習受講日及び修了考査の日には、運転免許証等顔写真付きの身分証明書類を提示すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭